

「健康・医療・介護分野におけるデータ利活用の展望」

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

参事官 山田栄子

デジタル・ガバメント閣僚会議

デジタル・ガバメント閣僚会議（第10回）

日時：令和2年12月21日（月）10:25～10:45

- 政府方針「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の決定
目指すべきデジタル社会の将来像、
ＩＴ基本法の抜本的な改正、デジタル庁の考え方等
- 「デジタル・ガバメント実行計画」の改定
- 「データ戦略タスクフォース第一次取りまとめ」
我が国初の総合的なデータ戦略
- 「デジタルの日」の創設

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（案）の概要

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁（仮称）設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁（仮称）の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁（仮称）の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

総理発言のポイント

- 役所に行かずともあらゆる手続きができる。地方にしながら都会と同じような仕事や生活ができる。高齢者の方々も含め、誰でも使いやすいサービスを提供する。
- 行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行。国民目線でデジタル改革を進める。
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、ＩＴ基本法改正やデジタル庁創設などに必要な法案を次期通常国会に提出。
- 来年９月に創設されるデジタル庁は、官民のデジタル化の司令塔となる組織。改革意欲に溢れる優秀な人材を結集。
- 国民の期待にこたえるため、引き続きスピード感を持って官民のデジタル化を推進。

社会のDX実現に向けて必要なこと

- 変化の速さを認識する：40年前、30年前、20年前、10年前、5年前
- 永田町・霞が関の常識を打ち破る：社会の仕組みそのものの改革
→ニューノーマルは、個人の生活・働き方だけでなく、政治・経済・行政
すべてに及ぶ
- 実現したいサービスから考える：システムもデータも手段
→社会構造を把握する情報の活用基盤がぜい弱
- 民間先行事例の導入：0から構築するのではなく、民間の実績を活用
→DXは圧倒的に民間部門が先行、開発側だけでなく、発注側のノウハウを活用
- 誰も取り残さない：人と人との関わりでできること
(ラストワンマイル、心に寄り添う)
→新しいサービス・経済活動にする

次世代ヘルスケアシステム構築の意味

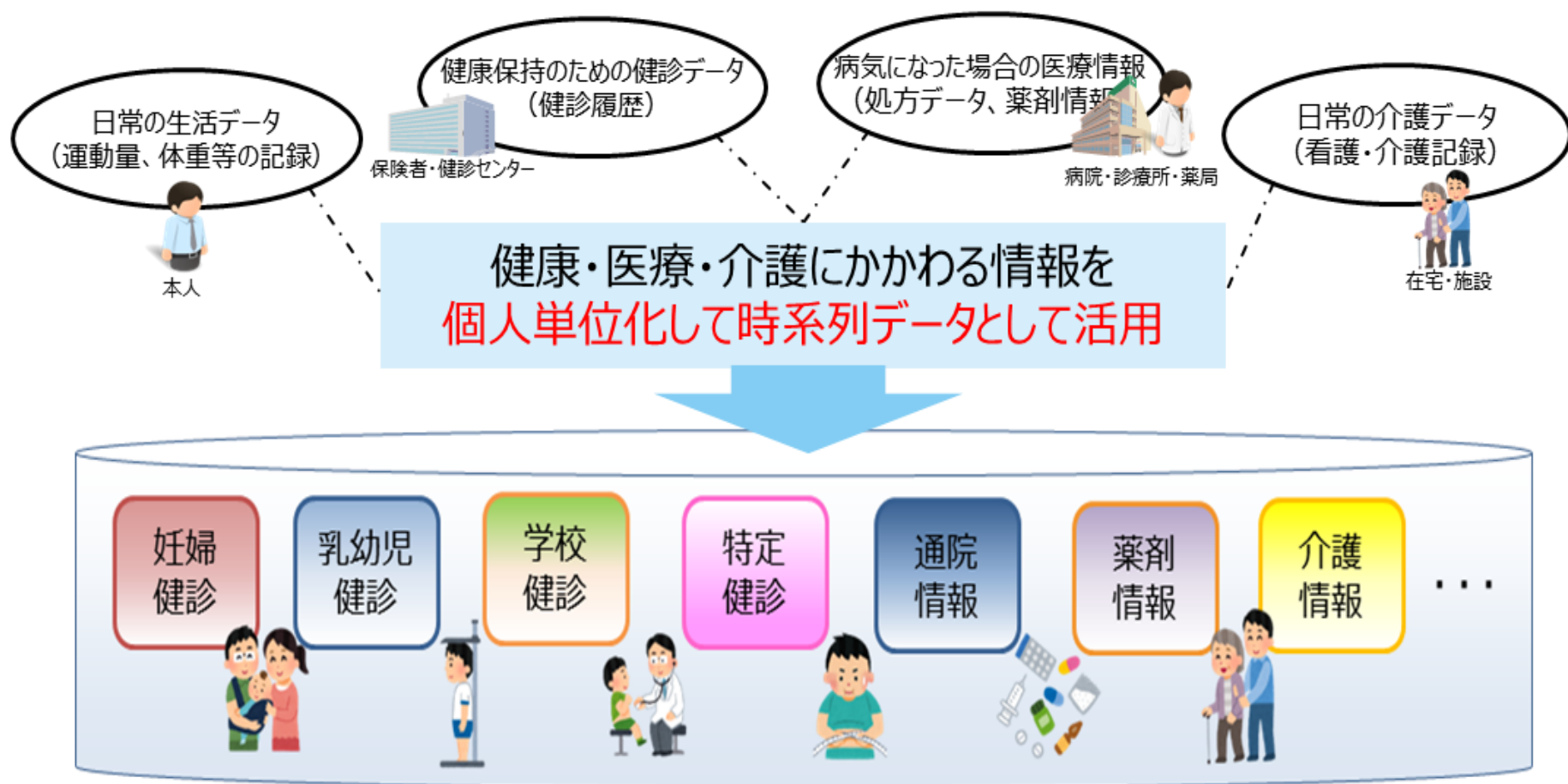
日本は世界に先駆けて超高齢社会に直面する。そうした超高齢社会においては、子供から高齢者まで、一人ひとりが人生100年時代を想定した健康生活を改めて考えていく必要がある。

どの時点の、どのような情報を、どう活用し、どのような健康生活を実現するのかを具体化し、地域における持続的な健診・医療・介護等の連携体制構築、地域社会での各種サービスの高度化とそれを活用するための手続の利便性向上、個人情報保護・安全性への配慮等を実現する情報利活用の基盤整備を進める。

今後は、マイナポータル等を活用し、健康情報を個人に安全に提供できるサービスの整備を積極的に推進する。具体的には、特定健診データ、医療費情報、薬剤情報等をマイナポータル上で確認できるシステムを構築し、将来的には、乳幼児健診、学校健診等、市販医薬品や個人が測定する多様な健康関連データなどとの連携も視野に入れる。加えて、個人の同意の下、健康・医療・介護データを様々な民間サービス等で活用する仕組み（PHR）につなげ、生涯にわたって健康を管理できる環境を整備する。

これにより、データを活用した健康管理・病気予防のスタイルを確立するとともに、国民の「健康づくり」の基盤を構築する。

健康・医療・介護分野で内閣官房IT総合戦略室が目指すもの



人生100 年時代に対応した、
一人ひとりの健康に関する履歴が管理できる仕組み
個人の自主的な自身のための健康プロファイリングのすすめ

何のためにデータを活用するか？

臨床データ
(医療・介護・リハビリ)

臨床現場の負荷を
最小限に情報収集する工夫

×

ライフデータ
(服薬・機器利用・生活暦)

質の高い多様な情報を大規模
に迅速に集める工夫

**個人の意識改革と
高度な診断・診療・
介護の実現**

**個人の状況に合った
多様な民間サービス・
商品の開発**

経済財政運営と改革の基本方針2019

～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

令和元年6月21日閣議決定

第3章（2）①社会保障

（医療・介護制度改革）

（i）医療・福祉サービス改革プランの推進

レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報といった患者の保健医療情報を、患者本人や全国の医療機関等で確認できる仕組みに関し、特定健診情報は2021年3月を目途に、薬剤情報については2021年10月を目途に稼働させる。

さらに、その他のデータ項目を医療機関等で確認できる仕組みを推進するため、これまでの実証結果等を踏まえ、情報連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、医師や患者の抵抗感、厳重なセキュリティと高額な導入負担など、推進に当たっての課題を踏まえた対応策の検討を進め、2020年夏までに工程表を策定する。あわせて、医療情報化支援基金の使途や成果の見える化を図りつつ、電子カルテの標準化を進めていく。

（ii）医療提供体制の効率化

生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するPHRとの関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を2022年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策をも含め、2020年夏までに工程化する

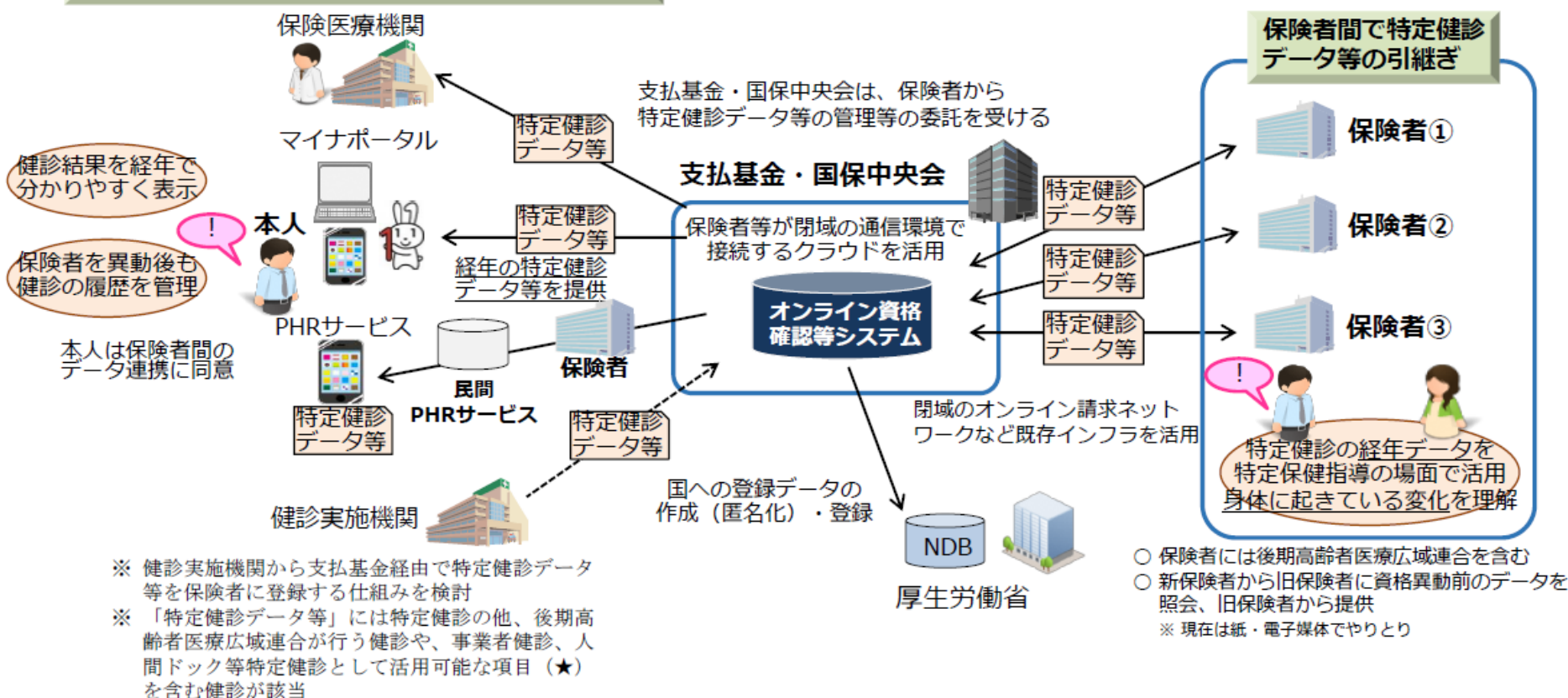
厚生労働省 保険者による健診・保健指導等に関する検討会資料（2019年3月28日）

特定健診データ等の保険者間の連携、マイナポータル等の活用（イメージ）

- 特定健診データ等の管理等を支払基金・国保中央会に委託する仕組みとすることで、保険者間での円滑なデータ連携ができる。マイナポータルや民間PHRサービスを活用して、本人が経年の特定健診等の記録を確認できるシステムも整備できる。

（※）PHR（Personal Health Record）サービス：個人の健康データを履歴管理し、健康管理サービスを提供。

マイナポータル等やPHRサービスで特定健診等の経年データを閲覧



★特定健診データ：身長・体重・血圧・血糖・血中脂質・肝機能・尿検査等の検査値、問診の結果、血圧・血糖・血中脂質の治療薬の服薬、喫煙・飲酒、食事・運動等の生活習慣

マイナポータルで提供しているサービス

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。



A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報をやりとり（照会・提供）した履歴を確認することができます。

E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

その他のサービス

公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができます。

新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

- 3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

▶ 3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

ACTION 1：全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始

ACTION 2：電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始

ACTION 3：自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用



医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組み（ACTION 1）

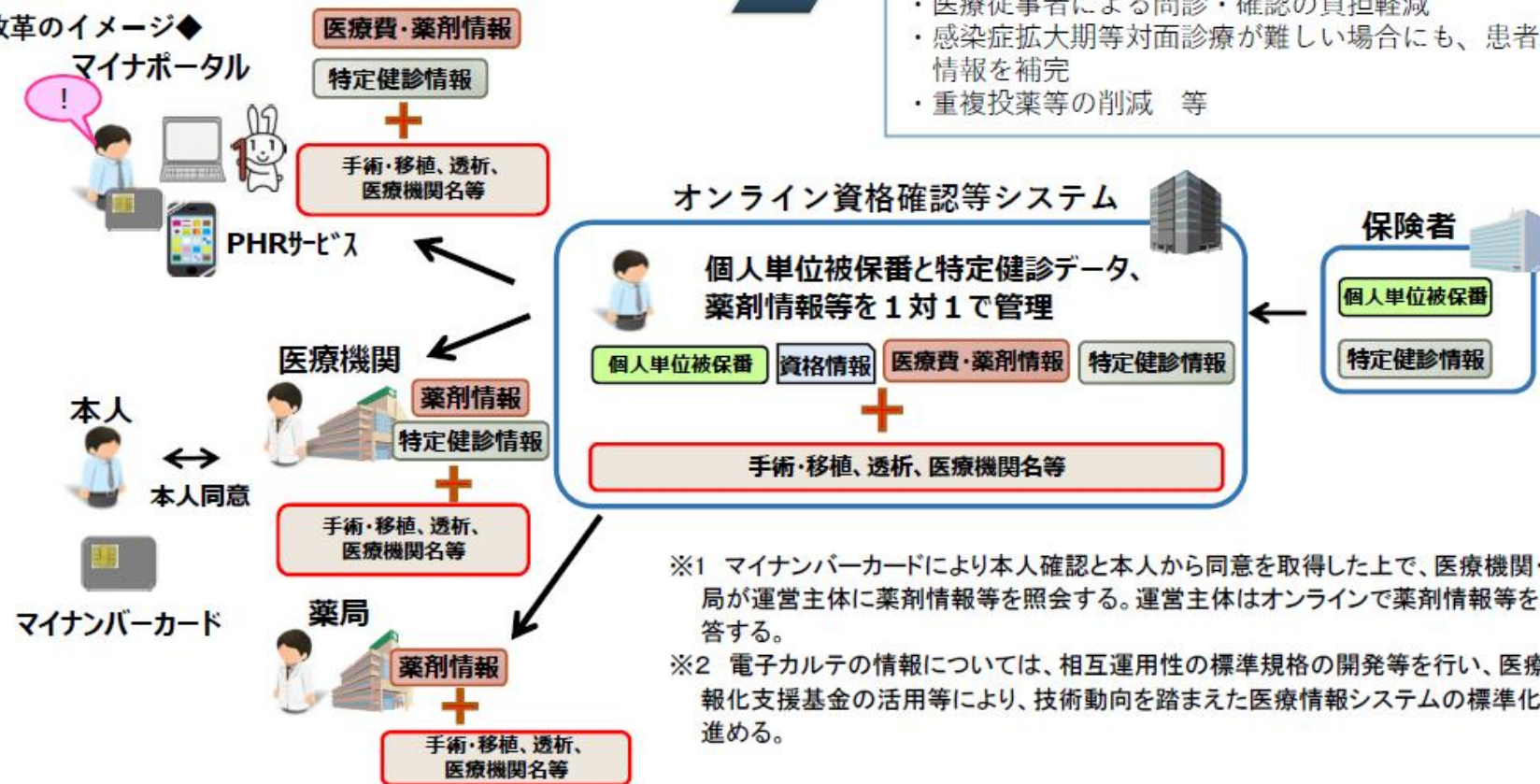
現状

- 災害や感染症拡大期等には、患者の医療情報の入手が難しく、重症化リスクや継続が必要な治療の把握が困難
- 高齢者や意識障害の救急患者等の抗血栓薬等の薬剤情報や過去の手術・移植歴、透析等の確認が困難
- 複数医療機関を受診する患者において、重複や併用禁忌の薬剤情報等の確認が困難

改革後

- ・かかりつけの医療機関が被災しても、別の医療機関が患者の情報を確認することで、必要な治療継続が容易に
- ・救急搬送された意識障害の患者等について、薬剤情報等を確認することで、より適切で迅速な検査、診断、治療等を実施
- ・複数医療機関にまたがる患者の情報を集約して把握することにより、患者の総合的な把握が求められるかかりつけ医の診療にも資する
- ・医療従事者による問診・確認の負担軽減
- ・感染症拡大期等対面診療が難しい場合にも、患者の情報を補完
- ・重複投薬等の削減 等

◆改革のイメージ◆



電子処方箋の仕組み (ACTION 2)

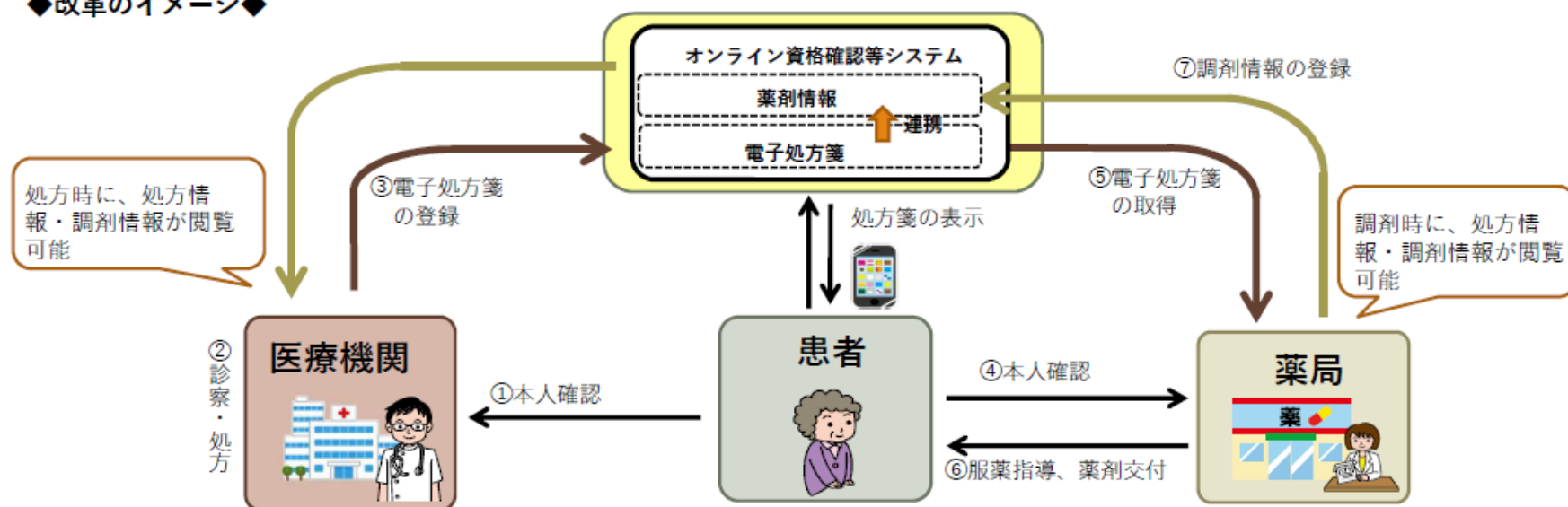
現状

- 病院等で受けとった紙の処方箋を薬局で渡す必要
- 医師、薬剤師の得られる情報が限られている場合があり、重複投薬が行われる可能性が否定できない
- 新型コロナウイルス感染症への対応の下ではファックス情報に基づく調剤が可能だが、事後的な紙の処方箋原本の確認作業が必要

改革後

- ・リアルタイムの処方情報共有（重複処方の回避）
- ・薬局における処方箋情報の入力負担軽減等
- ・患者の利便性の向上（紙の受渡し不要、オンライン診療・服薬指導の円滑な実施が可能）

◆改革のイメージ◆



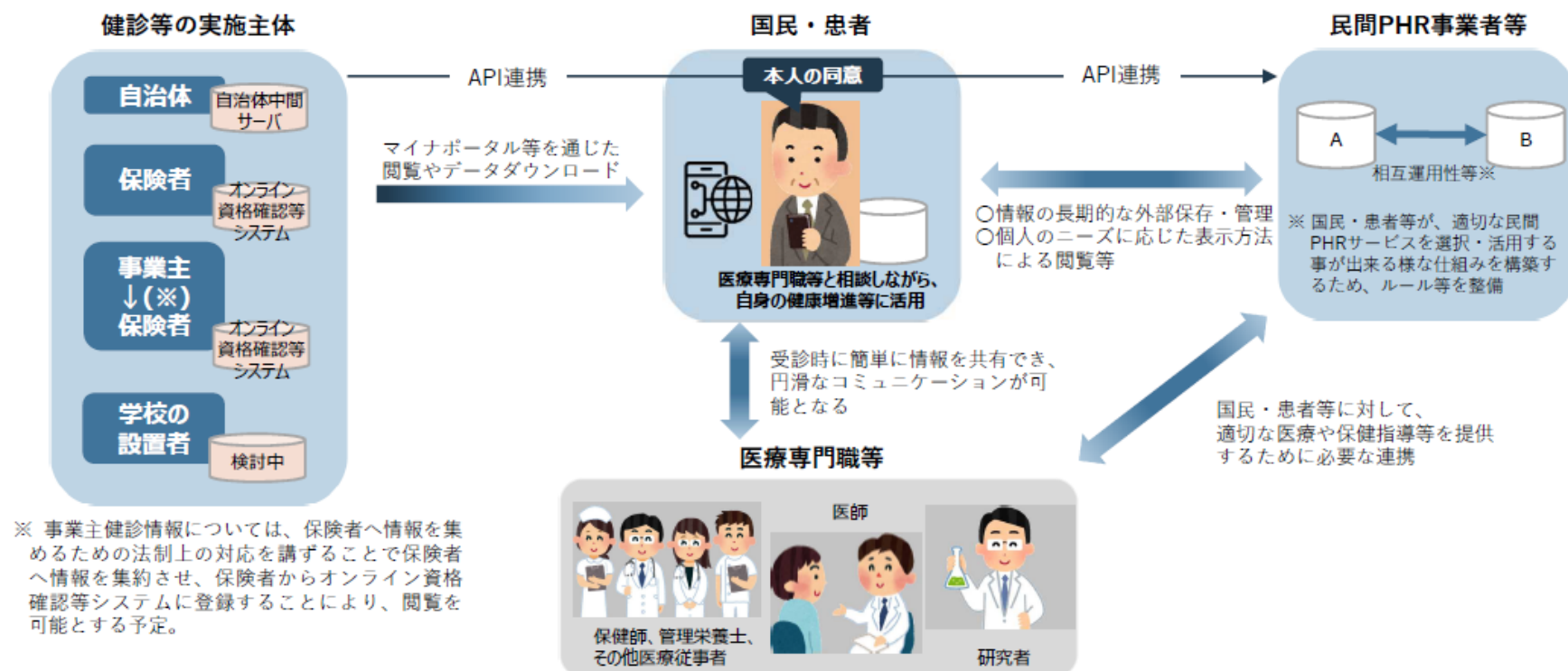
自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組み（ACTION 3）

現状

- 国民等が健診情報等にワンストップでアクセスし、閲覧・活用することが困難
- 健診結果が電子化されておらず、円滑な確認が困難であることや災害時等における紛失リスクが存在
- 新たな感染症等の発生時に、医療機関や保健所が本人から正確な情報を収集し、健康状態のフォローアップをすることが重要

改革後

- 国民が、マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報をPCやスマホ等で閲覧・活用が可能
- API連携等を通じて、個人のニーズに応じた、幅広い民間PHRサービスの活用



PHR（Personal Health Record）について

個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を、電子記録として、本人や家族が正確に把握するための仕組み（※成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）より引用・一部改変）

※日本においては厳密な定義はされていない

本人の健康等情報

健康情報

（健診・検診情報）

- ・特定健診
- ・乳幼児健診
- ・がん検診
- ・学校健診
- ・後期高齢者健診
- ・妊婦健診
- ・肝炎ウイルス検診

- ・事業主健診
- ・骨粗鬆症検診
- ・歯周疾患検診

等

（生活習慣に関する情報）

- ・運動習慣（歩数等）
- ・飲酒
- ・喫煙
- ・食習慣
- ・睡眠時間

等

（その他）

- ・予防接種歴

等

医療等情報

- ・薬剤情報
- ・検体検査

等

※健康等情報ではないが、PHRと合わせて提供することが効果的と考えられる情報についても検討

PHRとして活用する健康等情報の種別や、その電子化・管理・保存の方向性の整理

情報を活用して、自身の健康状況を正確に把握できる環境の整備

想定される効果

- ① 本人の日常生活習慣の改善等の行動変容や健康増進につながる
- ② 健診結果等のデータを簡単に医療従事者に提供できることにより、医療従事者との円滑なコミュニケーションが可能となる

ご静聴ありがとうございました。